

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年09月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	茨城県
3. 市区町村名	境町
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	67-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.town.sakai.ibaraki.jp/page/page000629.html

執行機関名 境町長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	境町医療福祉費支給に関する条例(平成14年境町条例第24号)による医療福祉費の支給等に関する事務であって規則で定めるもの(重度心身障害者)
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		境町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第1の項 境町医療福祉費支給に関する条例(平成14年境町条例第24号)による医療福祉費の支給等に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第1条	境町医療福祉費支給に関する条例(平成14年境町条例第24号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、妊産婦、小児、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び重度心身障害者等の健康の保持増進を図るため、その医療費の一部を助成し、これらの者の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		・境町医療福祉費支給に関する条例(平成14年境町条例第24号) ・境町医療福祉費支給に関する条例施行規則(昭和51年境町規則第19号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号	境町医療福祉費支給に関する条例第4条、境町医療福祉費支給に関する条例施行規則第3条及び第4条
②事務の内容	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第19条(同法第26条の5において準用する場合を含む。)の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	境町医療福祉費支給に関する条例施行規則第3条及び第4条の医療福祉費受給者証の交付についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号 イ	境町医療福祉費支給に関する条例第5条、境町医療福祉費支給に関する条例施行規則第3条第2項第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該額の認定の請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う者若しくはその者の配偶者又は当該申請を行う者の扶養義務者若しくは当該申請を行う者の配偶者の扶養義務者に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		